

委員長談話

平成 22 年 10 月 7 日

千葉県人事委員会委員長 浜名 儀一

- 1 本日、人事委員会は、議会及び知事に対して、職員の給与等について報告及び勧告をいたしました。

本年も厳しい民間の情勢を反映して、職員の給与と民間給与との比較の結果、職員の月例給及び特別給が、いずれも民間を上回っていることが明らかになりました。

そのため、民間の水準に見合うよう、月例給については 0.19% (796 円) の引下げとし、給料表等の引下げ改定を行うとともに、50 歳台後半層の職員の給料及び管理職手当を 1.5% 減額する措置を講じることとしました。特別給（ボーナス）については、支給月数を年間で 0.2 月分引き下げることとしました。

- 2 自宅に係る住居手当については、昨年、国が廃止したことから、職員への支給実態や他の都道府県の状況等を考慮して、慎重に検討してきたところですが、他の都道府県の見直しの状況や民間における同種の手当の支給状況などから、本県においても、廃止することとしました。

また、義務教育等教員特別手当については、引き続き縮減を行うこととしました。

- 3 公務運営については、公務員倫理の確立、能力・実績に基づく人事管理、勤務環境の整備、高齢期の雇用問題及び公務員の労働基本権に関して報告しました。

- 4 今回の勧告は、昨年に引き続き月例給及び特別給ともに引下げという職員にとって厳しい内容となりますが、人事委員会の勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行っているものです。
- 5 議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、本年の勧告を速やかに実施されるよう要請いたします。
- 6 職員においては、自らの行動が公務全体の信用に大きな影響を与えることを常に認識し、倫理意識の向上や厳正な服務規律の保持に努め、常に県民の視点に立ち、職務遂行に全力を注ぐことを要望します。
- 7 県民の皆様には、人事委員会の行う勧告の意義について、深い御理解をいただきたいと思います。